

# 松丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月  
世田谷区立松丘小学校

(平成30年4月改定)  
(令和4年4月改定)  
(令和5年4月改定)  
(令和6年4月改定)  
(令和7年4月改定)



# 松丘小学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止等の基本的な方針

### 1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針法に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意から行った行為が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築けた場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導をするなど、柔軟かつ適切に対処する。これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 学校において実施する施策

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうるとの認識の上で、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策に取り組む。

#### (1) いじめの未然防止

学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童にいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童の多様性を認めることで、すべての児童が安心して学校生活を送れるようにする。また、児童が自分の存在や相手の存在を認めた以外の人格を尊重するという経験を重ねられるようにし、望ましい人間関係をつくる力

をはぐくんでいく。そのために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・各教科、「特別の教科 道徳」の授業を通して「人とのかかわり方」に関する授業を行い、人権意識を高める。
- ・係や当番活動、クラブや委員会活動など児童による主体的な取り組みを設定し、すべての児童が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。
- ・一人ひとりの児童を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を行うことができるよう、OJT体制を軸に教職員が互いに報告・連絡・相談できるようにする。
- ・いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を年3回以上行い、全ての教職員の共通認識を図る。
- ・児童の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむことや、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を推進する授業を年1回以上行う。また、校内のタブレット利用のルールに基づいた指導を日常的に行う。保護者への理解を図るため、保護者会等でインターネットトラブルについて話し合う。
- ・発達障害を含む障害、国際関係、性同一障害や性的指向・性自認、被災・避難している配慮が必要な児童について、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への指導を行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、教職員をはじめ、大人は児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、信頼関係を高めていく。些細な兆候であっても疑いをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにする。

具体的な取り組みとして以下のことを実践する。

- ・学級担任等が抱え込まないよう、教育相談体制の充実を図り、迅速に対応する。
- ・いじめに関するチェックリストを作成・共有して全教職員で実施し、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。
- ・年3回以上の定期的なアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・カウンセラーとの連携を密にし、日誌等や週1回の情報交換を行う。また、高学年児童を中心にスクールカウンセラーとの全員面接を行う。
- ・教職員同士の連携を密にし、気になる児童についての情報交換を行う。

## (3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめをうけている児童の安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに松丘小学校いじめ対策委員会に報告する。教職員が一体となり、関連機関等と連携しながら、組織的かつ迅速に対応し、事実確認を行うとともに、教育委員会へ報告する。また、学校としてできることとできない

ことを明確にし、被害児童および保護者に対して適切な説明をするように努める。

#### **(4) 家庭や地域、関係機関等との連携**

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。特に保護者においては、1学期始めの保護者会において本基本方針について周知し、連携を図る。

#### **(5) 警察と連携した的確な対応**

警察と、児童・生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

#### **(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置**

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（松丘小学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校长、教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

## **2 本校に係る重大事態への対処**

#### **(1) 重大事態の定義**

- ・いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### **(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的**

この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、対象児童・生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。

### （3）本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している松丘小学校いじめ対策等委員会を中心に、重大事態に対処する。その際、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

## 第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。